

2014年6月27日

みずほ銀行（中国）有限公司

中国アドバイザリー部

## —外商投資政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

(第333号)

# 商務部、 外資企業にも工商登記改革を適用 出資事項は自主的な約定が可能に

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

商務部は、2014年6月17日付で『外資審査管理業務の改善に関する通達』（以下『通達』という）を公布しました。外商投資企業の初回出資比率、現金出資比率、出資期限に係る制限を取り消すことや、最低資本金の制限も特定の業界を除いて廃止することを明記。『中華人民共和国公司法』（主席令第8号、以下『会社法』という）の改正による工商登記制度改革を、外商投資企業にも適用する方針を確認しています。

## □ 一連の改革を受けて適用を明確化

中国政府は2013年12月28日、改正『会社法』を公布して、会社の最低登録資本金額、出資金払込検査報告の提出、資本金の初回出資比率等に係る規定を削除。実際に払い込んだ資本金額を登記する「払込資本金登記制度」から、会社定款等で定めた資本金額のみを登記する「引受資本金登記制度」への変更を図りました<sup>1</sup>。これに伴って、国務院は2014年2月19日付で『一部の行政法規の廃止および修正に関する決定』（国務院令第648号、以下『決定』という）を公布し、『中外合資經營企業法実施条例』や『外資企業法実施細則』を含む国務院レベルの行政法規を改定・廃止。行政法規に存在する出資期限や払込資本金の登記、年次検査等に係る規定を削除し、新たに年度報告や電子営業許可証に係る規定を盛り込みました<sup>2</sup>。また、会社登記を主管する国家工商行政管理総局も同局公布の部門規定を改定したほか、2014年2月20日付で『会社登録資本金登記管理規定』（国家工商行政管理総局令第64号、以下『管理規定』という）を公布し、会社設立時の資本金登記方法を明確化しています<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 改正『会社法』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第297号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ [http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin\\_info/pdf/BusinessExpressNo.297\\_2.pdf](http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.297_2.pdf)

<sup>2</sup> 『決定』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第311号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ [http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin\\_info/pdf/BusinessExpressNo.311.pdf](http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.311.pdf)

<sup>3</sup> 『管理規定』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』312号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ [http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin\\_info/pdf/BusinessExpressNo.312.pdf](http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.312.pdf)

『通達』は、外商投資企業設立の審査・批准を主管する商務部が一連の改革の動きを受け、外商投資企業に対しても同様の改革措置を適用することを明確化したものです。

#### □ 出資事項は定款等に記載

『通達』は、外商投資企業の初回出資比率、現金出資比率、出資期限に係る制限を撤廃するとしているほか、法律・法規に別途規定がある特定の業界を除き、最低登録資本金に関する制限も取り消すことを明記しました（第1条、第2条）。また、『登録資本金登記制度改革方案の印刷・配布に関する通達』（国發[2014]7号、以下『改革方案』という）が規定した「一時的に登録資本金引受登記制を実行しない業界」を除いて、引受資本金登記制度を適用する方針も示しています（第3条）。

外商投資企業の資本金額や出資方式、出資期限については今後、出資者による自主的な約定に委ねられますが、その約定を会社定款や合弁契約に記載する必要があります（第1条）。商務部門は、設立の承認回答（批复）にこれらの約定事項を明記する方針とみられます。2014年3月1日（すなわち改正『会社法』の施行日）以前に批准された外商投資企業については、既定の定款、契約のとおりに出資義務を履行しなければならず、出資期限等を変更する場合は商務部門に申請を提出する必要があります（第4条）。

なお、登録資本金と投資総額の比率については、従来規定<sup>4</sup>をそのまま適用するとしています（第5条）。

#### □ 出資証明書の提出を求める

『通達』は、一部の業界を除く外商投資企業に対して今後は資本金払込状況を審査しない（第3条）とする一方で、統計業務の必要から外商投資企業に出資証明書を提出するよう求めています（第9条）。

外商投資企業は、資本金払込後、『会社法』や『中外合資經營企業法実施条例』の規定により出資者に発行する出資証明書の副本写しとその関連証明書類（現金出資であれば銀行の入金証明等、現物出資であれば権利帰属証明等）を、出資証明書の発行後30日以内に所在地の商務部門に提出しなければなりません（同上）。出資証明書には、設立日、出資者の名称、登録資本金、出資方式、払込資本金額、資本金払込日等を盛り込む必要があります。商務部門は、この出資証明書に基づいて直接投資の実行額を集計するとしています。

\*

李克強総理の肝いりで2013年9月に設置された中国（上海）自由貿易試験区では、『会社法』の改正に先立って最低資本金額、初回出資比率、現金出資比率、出資期限の制限を緩和、引受資本金登記制度を導入しており、外商投資企業にも適用しています。さらに、「ネガティブリスト」掲載の参入不可・制

<sup>4</sup> 『中外合資經營企業の登録資本金と投資総額の比率に関する暫定規定』（工商企字[1987]第38号）等を指します。

限業種を除き、外商投資企業の設立に係る審査・批准手続を届出登記へと簡素化する措置も実施されています。後者の措置の全国展開には、外商投資企業に関する基本法である「外資三法」(『外資企業法』『中外合資経営企業法』『中外合作経営企業法』)の改正が必要となります。商務部はすでに「外資三法」の改正草案作成と意見募集を進めており、その進展が注目されます。

『通達』の詳細については、4ページからの日本語仮訳および7ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザリー部 月岡直樹】

【ご注意】

- 法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 免責**：
  - 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

**商務部**  
**外資審査管理業務の改善に関する通達**

各省、自治区、直轄市、計画単列市および新疆生産建設兵团商務主管部門：

『國務院による登録資本金登記制度改革方案の印刷・配布に関する通達』(国發[2014]7号、以下『通達』という) および『國務院による一部の行政法規の廃止および修正に関する決定』(國務院令第648号、以下『決定』という) を貫徹して具体化するため、商務部は一部の外商投資管理業務について改善措置を提出する。ここに以下のように通知する。

**1. 外資審査について**

(1) 外商投資(台湾、香港、マカオ投資を含む)の会社(以下「会社」という)の初回出資比率、通貨出資比率および出資期限に対する制限もしくは規定を取り消す。

引受出資額、出資方式、出資期限は、会社の投資家(株主、発起人)が自主的に約定し、合わせて合弁(合作)契約、会社定款において記載する。各級の商務主管部門は、承認回答において上述の内容に対して明確化を行う。

(2) 法律、行政法規および國務院の決定に特定業界の登録資本金最低限度額に対する規定が別途ある場合を除き、会社の最低登録資本金の制限を取り消す。

(3) 『通達』が列挙する「一時的に登録資本金引受登記制を実行しない業界」の登録資本金出資事項は、関連する法律、行政法規および國務院の決定が改定されるまで、一時的に現行の規定に基づき執行する。

上述の一時的に登録資本金引受登記制を実行しない業界を除き、もはや会社の登録資本金の払込状況を審査しない。

(4) 2014年3月1日以前に批准した外商投資事項について、投資家は引き継ぎ元の契約、定款の約定に基づき出資義務を履行しなければならない。変更する必要がある場合、投資家は商務主管部門に申請を提出することができ、各級の商務主管部門は本通達の関連要求に基づき審査を行わなければならない。

(5) 会社の登録資本金および投資総額の比率は、なお『中外合資經營企業の登録資本金と投資総額の比率に関する暫定規定』およびその他の現行有効規定に合致する必要がある。『国家が

『発展を奨励する内外資プロジェクト確認書』および『外商投資企業の更新設備、技術および付属品輸入証明』の手続業務は、なお『商務部による外商投資企業の「国家が発展を奨励する内外資プロジェクト確認書」の手続に関する問題についての通達』（商資発[2006]201号）に基づき執行する。

- (6) 『決定』が廃止した『中外合資経営企業各合弁当事者の出資の若干規定』および『「中外合資経営企業各合弁当事者の出資の若干規定」の補充規定』、改定した『中外合資経営企業法実施条例』、『中外合作経営企業法実施細則』および『外資企業法実施細則』の登録資本金の出資に関する内容について、各級の商務主管部門は真剣に遵守執行しなければならない。

## 2. 外資統計について

- (7) 『外商投資統計制度』に基づき、なお払込資本金を基礎として外資統計業務を展開する。商務部は、全口径の外資管理情報システムの「審査・批准書発行」項目下の「投資各当事者および出資」モジュールに投資家の出資進捗度および期限の内容を追加する。各級の商務主管部門は、批准証書を発行するとき、システムに関連内容を入力し、これを投資家の出資状況の了解・掌握および実際に使用した外資データの収集の基礎としなければならない。
- (8) 実際の出資後、会社は『会社法』、『中外合資経営企業法実施条例』、『中外合作経営企業法実施細則』等の法律・法規の要求に基づき投資家に出資証明書を発行しなければならない。出資証明書には、会社名称、設立日、登録資本金、投資家（株主）の名称もしくは氏名、出資方式、払込出資金額もしくは合作条件提供の内容、出資払込日、出資証明書の番号および発行日を記載しなければならない。
- (9) 会社は、投資家に出資証明書を発行した後、30日以内に公章を捺印した出資証明書の副本の写しを所在地の商務主管部門に報告し、合わせて出資内容と関連する証明資料を提供しなければならない。

出資証明資料は、主に以下の形式を含む（がこれに限らない）。

1. 投資家が現金もしくはクロスボーダー人民元で出資する場合、企業は銀行の入金リスト（もしくは同等の証明効力を有する文書）および通知書を提出しなければならない。
2. 現物で出資する場合、現物の引渡しと検収の証明、価格決定の依拠、権利帰属証明等を提出しなければならない。
3. 無形資産で出資する場合、状況をみて特許証書・特許登記簿・商標登録証等、無形資産による出資と関連する譲渡契約、評価報告・投資各当事者による資産価値に対する確認

文書等を提出しなければならない。

4. 国内の人民元で投資する場合、利潤出所企業の批准証書、利潤が発生した年度の財務報告表、利潤配当関連の董事会決議、または清算所得出所企業の清算報告、または持分譲渡所得企業の批准証書、持分譲渡と関連する董事会決議を提出しなければならない。

各級の商務主管部門は、出資証明書が記載する出資方式、出資金額および通貨種類（もしくは合作条件提供の内容）、出資日等に基づき実際の投資統計を行う。

本通達の執行過程において問題があった場合、遅滞なく商務部（外資司）と連絡をとること。

商務部

2014年6月17日

(中国語原文)

**商务部**  
**关于改进外资审核管理工作的通知**

各省、自治区、直辖市、计划单列市及新疆生产建设兵团商务主管部门：

为贯彻落实《国务院关于印发注册资本登记制度改革方案的通知》(国发[2014]7号,以下简称《通知》)和《国务院关于废止和修改部分行政法规的决定》(国务院令第648号,以下简称《决定》),商务部就部分外商投资管理工作提出改进措施,现通知如下:

### **一、关于外资审核**

**(一)** 取消对外商投资(含台、港、澳投资)的公司(以下简称公司)首次出资比例、货币出资比例和出资期限的限制或规定。

认缴出资额、出资方式、出资期限由公司投资者(股东、发起人)自主约定,并在合营(合作)合同、公司章程中载明。各级商务主管部门应在批复中对上述内容予以明确。

**(二)** 除法律、行政法规以及国务院决定对特定行业注册资本最低限额另有规定外,取消公司最低注册资本的限制。

**(三)** 《通知》所列《暂不实行注册资本认缴登记制的行业》的注册资本出资事项,在有关法律、行政法规以及国务院决定未修改前,暂按现行规定执行。

除上述暂不实行注册资本认缴登记制的行业外,不再审核公司注册资本的缴付情况。

**(四)** 2014年3月1日前批准的外商投资事项,投资者应继续按原合同、章程的约定履行出资义务;如需变更,投资者可向商务主管部门提出申请,各级商务主管部门应根据本通知的有关要求进行审核。

**(五)** 公司注册资本和投资总额的比例仍需符合《关于中外合资经营企业注册资本与投资总额比例的暂行规定》及其他现行有效规定。《国家鼓励发展的内外资项目确认书》和《外商投资企业进口更新设备、技术和配件证明》的办理工作仍按《商务部关于办理外商投资企业〈国家鼓励发展的内外资项目确认书〉有关问题的通知》(商资发[2006]201号)执行。

**(六)** 《决定》废止了《中外合资经营企业合营各方出资的若干规定》及《〈中外合资经营企业合营各方出资的若干规定〉的补充规定》,修订了《中外合资经营企业法实施条例》、《中外合作经

营企业法实施条例》和《外资企业法实施细则》关于注册资本出资的内容，各级商务主管部门应认真遵照执行。

## 二、关于外资统计

- (七)** 根据《外商投资统计制度》，仍以实收资本为基础开展外资统计工作。商务部将在全口径外资管理信息系统“审批发证”项下的“投资各方及出资”模块中增加投资者出资进度及期限的内容。各级商务主管部门在发放批准证书时应在系统中录入相关内容，以此作为了解掌握投资者出资情况及汇总实际使用外资数据的基础。
- (八)** 实际出资后，公司应当按照《公司法》、《中外合资经营企业法实施条例》、《中外合作经营企业法实施细则》等法律法规的要求向投资者签发出资证明书。出资证明书应载明：公司名称；成立日期；注册资本；投资者（股东）名称或姓名、出资方式、缴纳出资金额或提供合作条件的内容；缴纳出资日期；出资证明书的编号和核发日期。
- (九)** 公司向投资者签发出资证明书后，应于 30 日内将加盖公章的出资证明书副本抄报所在地商务主管部门，并提供与出资内容相关的证明材料。

出资证明材料主要包括（但不限于）以下形式：

1. 投资者以现汇或跨境人民币出资的，企业需提交银行进账单（或具有同等证明效力的文件）及报文；
2. 以实物出资的，需提交实物移交与验收证明、作价依据、权属证明等；
3. 以无形资产出资的，需视情况提交专利证书、专利登记簿、商标注册证等，与无形资产出资有关的转让合同，评估报告、投资各方对资产价值的确认文件等；
4. 以境内人民币投资的，需提交利润来源企业的批准证书、产生利润年度财务报表、有关利润分配的董事会决议；或清算所得来源企业清算报告；或股权转让所得企业的批准证书、与股权转让相关的董事会决议。

各级商务主管部门按出资证明书载明的出资方式、出资金额及币种（或提供合作条件的内容）、出资时间等进行实际投资统计。

本通知执行过程中如有问题，请及时与商务部（外资司）联系。

商务部

2014 年 6 月 17 日